

年末年始無災害運動

【令和2年12月1日～令和3年1月31日】

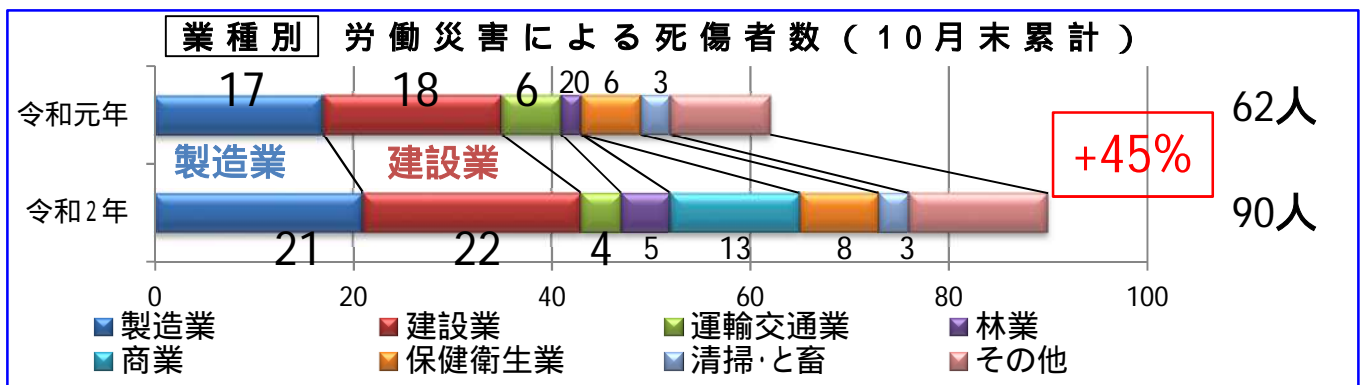
～皆で力を合わせて無事に1年を締めくくり、
明るい新年を迎えましょう～

阿南労働基準監督署

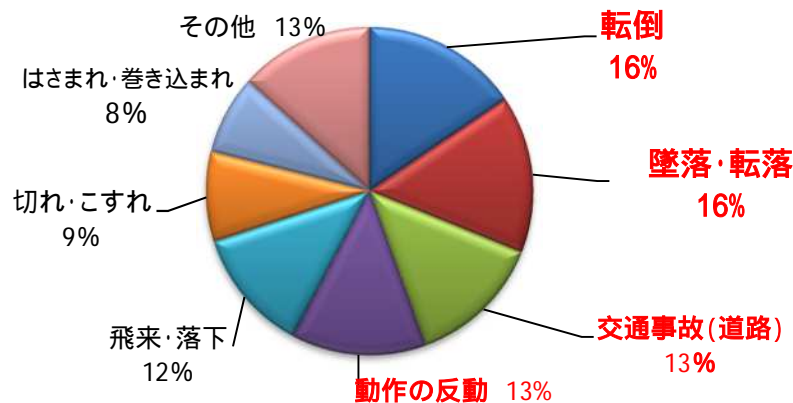
阿南労働基準監督署管内の令和2年における休業4日以上死傷者数は90人（令和2年10月末累計）となっており、前年同期の62人と比較して45%増加し、すでに前年1年間の死傷者数を上回っています。業種別では、商業が13人（前年同期は0人）と最も増加しており、次いで林業、保健衛生業（社会福祉施設等）、製造業、建設業の順で増加しております。

事故の型別では、『転倒』及び『墜落・転落』が最も多く発生しており、次いで『交通事故』及び『動作の反動・無理な動作（腰痛等）』となっています。

年末年始は、何かとあわただしく、通常作業に加え災害が発生しやすい非定常作業等も増えることから、労働災害防止対策を一層推進するため、年末年始無災害運動を下記により取り組みましょう。



事故の型別 労働災害による死傷者数割合（令和2年10月末累計）



経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること

安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること

増加している『転倒』、『墜落・転落』災害を防止するため、危険要因の洗い出しを行い『転倒』、『墜落・転落』災害防止対策の実施を図ること

危険予知活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策を徹底すること

冬季特有のスリップ事故等の交通労働災害防止対策を推進すること

転倒災害における労働災害防止対策

特に製造業、建設業、商業において転倒災害が多く発生しています。

床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水濡れ、ごみがない状態にしましょう。

段差のある場所には、注意喚起の表示をしましょう。

4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）を推進し、転倒災害防止対策を講じましょう。

安全衛生管理体制（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全衛生委員会等）を構築しましょう。

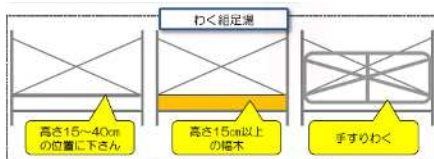


墜落・転落災害における労働災害防止対策

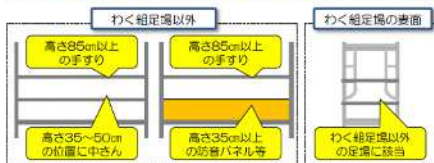
特に建設業において、墜落・転落災害が多く発生し、特に仮設物・建築物、はしご等（はしご、脚立）からの墜落・転落が多く発生しています。

労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう。

いずれかの措置が必要です
「交さ筋交い」+「下さん」
高さ15～40cmの位置
「手すりわく」



両方の措置が必要です
「手すり」
高さ85cm以上
「中さん」
高さ35～50cmの位置



はしごが動かないように固定しましょう。

墜落制止用器具（安全帯）、保護帽を使用させましょう。



交通労働災害における労働災害防止対策

特に商業（新聞販売業）において交通労働災害が多く発生しています。

スピードの出しすぎに注意しましょう。特に下り坂やカーブでは十分に減速しましょう。

日の出前や薄暮の時間帯に限らず、日中でもライトを点灯するようにしましょう。

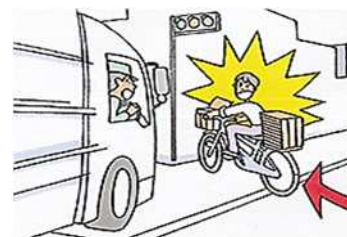
早朝時など交通量が少ない場合でも、一時停止等の交通ルールを厳守しましょう。

配達物を手に持ったまま運転しないようにしましょう。

蛍光・反射ベストを着用し、運転者が認識しやすい目立つ服装を心掛けましょう。

危険な場所などの注意事項を記載した危険情報マップを作成し、掲示しましょう。

安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実しましょう。



動作の反動・無理な動作における労働災害防止対策

特に製造業・商業において動作の反動・無理な動作（腰痛等）が多く発生しています。

前屈姿勢、中腰、上半身と下半身をひねった姿勢、体を後ろに傾けながらねじるなど、不自然な姿勢を取らないようにしましょう。

腰に過度の負担がかかる作業では、無理に一人で作業するのではなく、身長差の少ない2名以上で行うようにしましょう。

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定しましょう。

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう。

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施しましょう。

重量物取扱い作業、介護・看護、車両運転作業等に従事する労働者に対し、当該作業に配置する際およびその後必要に応じ、腰痛予防のための労働衛生教育を実施しましょう。

